

令和4年9月21日（水曜日）

予算決算委員会建設分科会

第5委員会室

出席議員

重田一政、山口 悟、白井義一、井川一善、
井上太良、松岡廣幸、三木和成、金内義和

欠席議員

三輪敏之

【建設委員会（建設局）の審査】

開会

11時01分

建設局

11時01分

送付議案説明

・議案第77号 令和3年度姫路市一般会計決算認定
について

質疑

11時33分

（質問）

道路の白線補修は、道路補修事業費の交通安全施設
補修事業費の中に含まれているのか。

（答弁）

交通安全対策費の中に含まれている。

（質問）

補修箇所は、公安委員会と道路管理者でどのように
すみ分けているのか。

（答弁）

公安委員会が管理しているのは、横断歩道、停止線、
黄色のセンターライン等の規制部分、速度規制の路面
表示及び横断歩道前のひし形マーク等である。

道路管理者が管理しているのは、白色のセンターラ
イン、外側線及びゼブラゾーン等の誘導部分である。

（質問）

路肩着色や文マークは、道路管理者で対応している
のか。

（答弁）

そのとおりである。

（質問）

子どもの移動経路安全対策事業費と通学路安全対
策事業費の違いは何なのか。

（答弁）

通学路安全対策事業費は小学校の通学路を対象と

していたが、それに加えて保育所や幼稚園児の散歩道
にも対象を拡大したものが、子どもの移動経路安全対
策事業費である。

（質問）

路肩着色や文マークは、この通学路安全対策事業費
の中に含まれているのか。

（答弁）

そのとおりである。それに加えて路肩着色は、子ど
もの移動経路安全対策事業費でも整備している。

（質問）

通学路安全対策事業費の令和3年度の執行額は約
4,075万円であり、令和2年度の約1億2,900万円か
ら大きく減少している。

八街市の事故を受けて通学路の点検が求められて
おり、各学校や教育委員会からも多くの依頼があった
はずである。

私の地域でも、道の両側の路肩を着色してほしいと
依頼したものが、予算が足りないとのことで片側だけ
となった例がある。

これだけ執行額が減っているのならば、できたので
はないかと思うが、なぜこれだけ減少しているのか。

（答弁）

予算枠としては減少しているが、事業量全体として、
最近5年間は、ほぼ同額に近い形で執行しているので、
配分の違いと認識している。

（委員長）

令和2年度に約1億2,900万円であった通学路安全
対策事業費が令和3年度には約4,075万円になった理
由について尋ねている。

（委員）

子どもの移動経路安全対策事業費は令和2年度の
項目にないので、通学路安全対策事業費の中に含まれ
ていたものが令和3年度から別項目に掲載されてい
るのではないのか。

（答弁）

委員指摘のとおりである。

（質問）

子どもの移動経路安全対策事業を別掲載としたの
は、未就学児の安全に対して地域から要望があったか
らなのか。

（答弁）

子どもの移動経路安全対策事業費は、滋賀県大津市の事故を契機に、通学路に加えて未就学児の移動経路にも、対策を取らなければいけないということで、全国的に緊急的な対策を取ったのが経緯である。

(質問)

里道舗装改良事業費、里道舗装補修事業費について、改良には側溝整備等も含まれているのか。

(答弁)

里道舗装改良事業費は、擁壁等も含めたものである。里道舗装補修事業費は、舗装補修のみである。

(質問)

私道で完全な公衆用道路として利用されているところの舗装は補助対象となるのか。

(答弁)

補助対象である。

(質問)

擁壁や側溝等の構造物は補助対象となるのか。

(答弁)

舗装をする場合は、排水が必要になるので、集水ますなどの小さな構造物については補助対象となる。

(質問)

それらは私道舗装助成事業費に含まれているということなのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

私道舗装助成事業費の執行額は、微々たるものである。要望は多くあるが、ほとんどが認められていないということなのか。

(答弁)

多数の問合せがあるが、権利者全員の同意が必要等の条件があるため、年間2件程度にとどまっている。

(質問)

先日の行政視察で公園管理をテーマに金沢市を訪問した。

本市では現在、地域が主体となり公園を管理しているが、高齢化が進行し、地域での管理が困難となった場合、新たに管理に対して予算配分する必要が生じる。

今後の予算配分についてどのように考えているのか。

(答弁)

1人当たり10平米を目標に公園整備を進めてきたが、使われていない公園が増え、管理に困っている公園愛護会も増えている。

そのため、市全域で公園の配置状況等を把握し、将来的な公園の在り方について分析調査を始めたところである。

それと併せて、公園利用者・公園愛護会へのアンケート調査を実施している。

今後は、新たな公園を増やすのではなく、子ども・高齢者等の利用者層に応じて公園の機能を分類しながら、公園の再生を図り、使われる公園と使われない公園の二極化を防ぎたい。

また公園の樹木の問題も、今後はその管理が負担となってくるものと考えている。

現在は、地域の依頼で伐採し、ごみとして処分しているが、今後は伐採した樹木の再利用を検討している。

いずれにしても、地域とともに取り組む課題であり、一部の公園をモデルに実証実験を行っていかうとしているところである。

(質問)

金沢市でも同様の取組を行っており、同市では国庫補助金を活用しているとの説明があった。

公園に係る予算は、10年、20年先を見据え、公園の変革に必要な予算は増額し、必要でない予算は削減するなどメリハリのある予算編成にしてもらいたいがどうか。

(答弁)

現在の事業全体を見直すべきだと考えている。

公園樹木の焼却処分等の無駄な支出を減らし全体の業務量を減らしながら、公園利用者や公園愛護会に有益な支出を積極的に行うべきであると考えている。

(質問)

以前、廃止してもよい公園があると当局に相談した際、担当者からは先ほどの答弁にあった調査についての言及はなかったが、調査はどのような状態なのか。

(答弁)

調査は今年始めたばかりである。公園の廃止は簡単なことではないが、公園の位置・種類等を分類し、利用者を客観的に分析することで本市の公園の方向性が打ち出せるものと考えている。

(質問)

最終的な報告には時間を要するとしても、取組状況の報告はいつ頃できるのか。

(答弁)

令和4年度に報告できればと考えている。

(要望)

できるだけ早く姫路市の公園に対する考え方として報告してもらいたい。

(質問)

令和3年度決算に係る川手線の完了実績報告書、補助金交付申請書を見せてもらいたい。

(答弁)

(分科会中に委員に資料配付)

休憩

12時00分

再開

12時56分

(質問)

定例会ごとに損害賠償額の決定の専決処分の報告がなされているが、道路陥没等の道路の不具合に起因する専決処分の報告件数はどの程度なのか。

(答弁)

令和3年度において、本市に責任があるものは5件あり、4件は解決済みである。

(質問)

道路舗装の損傷や側溝の蓋の修繕の要望を聞いていながら、対応するまでの間に事故が発生した事例はあるのか。

(答弁)

報告を受けた不具合が元で事故になった事例は把握していない。

職員が対処できる程度の不具合は、報告を受けた当日に修繕している。

職員で対処できないものは、業者に対応を依頼することになるが、報告を受けた当日には、カラーコーン設置等の安全対策を実施している。

(質問)

放置自転車の移送について、伝票には1数量1万7,500円と記載されているが、どのような単位なのか。

(答弁)

1日の移送業務に対して1万7,500円の設定となっている。

(質問)

0.2という数字があるが、何なのか。

(答弁)

移送業務が発生した場合は1単位となるが、移送するものがない場合は0.2としている。

(質問)

1日の移送台数はどれくらいなのか。

(答弁)

姫路駅周辺において、多くて1日10台程度である。

(質問)

保管スペースの問題もあると思うが、まとめて移送すれば経費が削減できるのではないのか。

(答弁)

放置自転車は毎日発生しており、月曜日以外は毎日巡回し、撤去対象のものは当日中に撤去している。

(質問)

放置自転車は1か所に集め、所有者が現れたらそこで渡すのか。

(答弁)

撤去したものは、姫路バイパスの高架下の保管場所に集積し、そこで引き渡している。

引取りがない場合、自転車の場合は警察、原動機付自転車の場合は本市税務部へ照会し、相手方に撤去している旨を通知する。

最終的に引取りがなかった場合、使用できるものは海外へ輸出し、使用できないものは鉄くずとして処分している。

(質問)

引取り時の費用はどの程度なのか。

(答弁)

移送保管手数料として、自転車1台2,000円、原動機付自転車1台4,000円を負担してもらう。

(質問)

川手線の補助金交付申請書について、事業費の積算資料は添付しないのか。

(答弁)

補助金申請書の提出後、県のヒアリングを受け、その際に必要な図面等の書類を提出している。

(質問)

それは申請書に添付しなければならないのではないのか。

国の通達には、先行取得に係る実施計画や先行取得

を行う土地の所在及び面積など挙げられているが、そのようなものは提出していないのか。

(答弁)

本案件では提出していない。

(質問)

令和3年度分は先行取得がなかったから、交付申請書には添付していないということなのか。

(答弁)

令和2年5月14日の申請は、令和2年度の当初交付申請である。事業費は1,935万2,000円、内訳は測量設計費である。

令和3年2月2日の申請において、用地補償費として5,000万円を追加交付申請している。

この時点で用地取得しているという意思表示をしたものである。

(質問)

当初の申請は測量設計費だけなのか。

(答弁)

県から県内の他都市で執行ができなくなった事業枠を姫路市で使用することができないかという問合せがあり、川手線での用地補償費を支出していたため、その時点で補助金を受ける意思表示をしている。

(質問)

5,000万円の補助率はどれくらいなのか。

(答弁)

補助率50%である。

県補助はなく、残りの50%が市負担となる。

(質問)

用地補償費5,000万円の内訳を説明してもらいたい。

(答弁)

用地費が約1,800万円、建物補償費が約3,200万円である。

(質問)

何年か前に先行取得した部分の買戻しに使用したということなのか。

(答弁)

令和2年度に土地開発基金を充てて先行取得した用地補償費を令和3年度に繰り越して執行したものである。

(質問)

新聞報道は令和2年度の補助金に関してのことであつたと思うが、令和3年度にもあつたのか。

(答弁)

令和2年度から令和3年度に土地開発基金を充てて取得し、完了したのが令和3年度である。

令和2年度に交付決定を受けた国庫補助金を令和3年度に繰り越し、用地補償費に充て、基金に繰り戻したものであり、令和3年度決算に計上している。

(質問)

このような事案は令和2年度、令和3年度どちらの決算で審議するのか。会計課の意見を聞きたい。

(答弁)

令和3年度である。

(質問)

今年度の決算に該当するとのことであり、しっかりと審査する必要がある。

毎年9月には決算審査が行われることは分かっているはずであり、県の指摘があつた5月から相当の期間があつた。もっと責任のある対応を行うべきである。

このような形で決算認定をしてもらおうと考えているのか。

(答弁)

補助金交付申請時に基金で買い戻すことのできたことを得て、事業完了後の概算請求時の審査でも適正に事務処理されているとのことであつた。

それを受けて、補助金を受領し、令和3年度の補助事務に関する本市の手続きは完了しているため、令和3年度の決算に計上している。

令和4年度に入り、県の指摘があり、現在は国・県と協議しているところである。

本市の事務処理が通達に沿っていないとの判断がなされ、補助金を返還する必要が生じた場合、令和4年度以降の補正予算議案として提出させてもらいたいと考えている。

(質問)

今まで何回、県と打合せを行ったのか。

(答弁)

5月18日に指摘を受けたのが最初であり、その後に詳細な打合せを5月27日に、電話等での調整を5月31日、6月6日、7日、8日、13日、20日及び22日に実施している。

その後は、8月8日、9日、10日、16日、17日及び18日に打合せを行い、8月19日に近畿地方整備局と初めて協議の場を持った。

(質問)

打合せは対面、電話どちらなのか。

(答弁)

どちらもある。

(質問)

対面と電話では全く違う。

対面で行ったのはいつなのか。

(答弁)

5月18日、27日、6月13日、8月10日及び19日である。6月13日はウェブで実施している。

(質問)

それ以外は全て電話とのことであり、近畿地方整備局との打合せまでに3か月を要しており、この決算時期においてもまだ答えが出ていない。きちんとした対応を行っているのか。

また、新聞社の取材では謝罪を行っていたが、この場では謝罪がない。

(答弁)

通達の認識不足や委員会への報告の遅れ、また、このような事態になっていることについては、反省している。

(質問)

本市の対応に誤りがないのならば、新聞社の取材時にも同じ対応でなければならぬのではないのか。

また、決算時期までに事実関係を明らかにしておこうとは思わなかったのか。

(答弁)

最も反省しているは、通達の存在を認識していなかった点である。

その通達に基づいた事務処理ができていない可能性について協議しており、最終的に通達に沿った事務処理ができていないと結論づけられる可能性はあるが、現時点では明確に答えることはできない。

(質問)

県も同じ見解なのか。

(答弁)

県との打合せ時は、補助金の返還もやむを得ないと双方が認識していたが、8月19日の近畿地方整備局

との打合せにおいて、補助金返還と結論づけるのは早く、しっかりと整理しようとのことになった。

(意見)

平成13年の通達において誤った事務処理が多いことから、平成19年に、「平成13年の国総国調第88号に周知してきたところであるが、今般、一部の補助事業者において不適切な取扱い事例が見受けられたことが遺憾である。」「下記について十分な留意の上、適切な用地先行取得に努められたい。」「19年7月1日から施行する。」との通達が発出されている。

国においても、本市の事案が初めてではないだろうと思うが、8月19日の打合せから1か月が経過しても何も反応がないのはおかしい。

(委員長)

最終的な結論はいつ頃出るのか。

(答弁)

国の判断を現在待っているところである。

(委員長)

1、2年を要するのか。

(答弁)

年単位ではないと思うが、少し時間がかかりそうである。

(質問)

近畿地方整備局の担当部署はどこなのか。

(答弁)

8月19日に協議したのは、路政課、地域道路課である。なお県の担当部署は、道路街路課、道路企画課である。

(質問)

8月19日の協議から1か月が経過しているが、まだ連絡がないということなのか。

(答弁)

8月19日の打合せ時に追加資料の依頼があったため、8月26日に今回の事業の経過、通達の疑問点等と併せて提出したが、その後連絡は受けていない。

(質問)

9月議会において、決算審査があることが分かっているが、国の回答をまだ何も聞いていない。

そのような状態でありながら、議会に対してどうしてほしいという思いで、ここに臨んでいるのか。

(答弁)

県への事前相談、確認審査を経て、交付申請から概算請求まで一連の補助事業事務において適正であるとの判断を受け、年度末に補助金を収入している。

本件も含め建設局の一般会計事務は、適正な事務処理を行っており、承認してもらいたいということで臨んでいる。

(質問)

新聞報道がなされ、その結果は出ていないが、決算は認定してもらいたいということなのか。

(答弁)

仮に補助金を返還するという結論になれば、令和4年度以降の補正予算で対応したいと考えている。

(質問)

補助金を返還するような決算を認定してしまえば、議員として市民の負託に応えることができない。

補正等を組み、しっかりと整えた状態で決算に臨むべきではないのか。

(答弁)

令和3年度に分かっていれば、令和3年度の決算議案を提出するまでに結論を出すべきであった。

しかしながら、令和4年度になって分かった事案であり、それに対しては、後年度の補正予算で対応するという手段しか残されていないと認識している。

(質問)

このような決算は会計課としてどのように考えているのか。

(答弁)

出納閉鎖後に誤りが分かった場合は、後年度で修正せざるを得ないと考えている。

(質問)

市民感情として釈然としてない状態でも、書類上で判断することが、本来の議会の決算ということなのか。

(答弁)

誤っていることが分かっているのならば、後年度で修正することを前提に、議会として認定することもできると思う。

しかし、結論が出ていないものに対しては、会計課の立場として回答は困難である。

(委員長)

例えば令和10年度に結論が出て、補助金を返還することになった場合、令和10年度の補正予算として

計上するということなのか。

(答弁)

新たにこの案件での予算が必要となるため、市の単独費として提出し、承認が得られれば、執行することになる。

(質問)

通達が分かりにくいという主張であるが、中核市レベルでそのようなことを言われた例はないと国から言われた場合、当局側の勉強不足ということになるがどうか。

(答弁)

姫路市が今まで都市計画道路として整備をしてきたもののほとんどが市街化区域内の街路事業、国土交通省の都市局予算のものである。

本件事案の川手線は都市計画道路ではあるが、市街化調整区域内であるため、道路局の予算のものであり、通達を認識していなかったことは、反省すべきであるが、このような街路事業は、合併以降では、この川手線が初めてであり、勉強不足であった。

今後は、通達についてもしっかりと情報収集し事務を執行していきたい。

(質問)

過去に遡っても、本事案以外には建物の収用や先行取得はなかったのか。

(答弁)

用地の先行取得事例はあるが、建物に基金を使って先行取得したという事例はこの路線以外にはない。

(質問)

当該事案は、令和3年度決算の審査対象となるもので、新聞報道もされたものである。

決算審査に当たり、資料として整えてもらわなければ、見逃してしまうことになる。

また、このような事案であれば、必要に応じて閉会中でも委員会の開催を求め、決算に当たっての当局の取組方針等を事前説明してもらいたかった。

建設局は、令和2年度の決算認定において、最も反省しなければならなかった部局であるので、もっと危機感を持って対応してもらいたい、どのように考えているのか。

(答弁)

委員指摘のとおりである。

昨年度に続いて、議会への説明ができておらず、反省している。

今後は、このようなことがないように局内会議等で改めて確認し、建設局が一丸となって取り組んでいきたい。

建設局終了 14時04分

休憩 14時04分

再開 14時08分

都市局 14時08分

送付議案説明

- ・議案第 77 号 令和 3 年度姫路市一般会計決算認定について
- ・議案第 86 号 令和 3 年度姫路市都市開発整備事業会計決算認定について
- ・議案第 88 号 令和 4 年度姫路市一般会計補正予算(第 4 回)

質疑 14時29分

(質問)

危険ブロック塀等撤去支援事業費として、約 205 万円を支出しているが、これは通学路に限定した支援事業なのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

令和 2 年度が約 495 万円、令和 3 年度が約 200 万円とかなり申請も減ってきているが、通学路から外れていることで補助対象外となる危険ブロックもかなり存在していると思う。

そのような箇所も対象とするような検討はしていないのか。

(答弁)

通学路にある危険ブロック塀を撤去しようとする人への一定の助成効果はあったと考えており、通学路以外の通路が対象にならないのかという問合せも把握している。

さらなる子どもの安全のために、令和 5 年度に向けて対象範囲を広げる検討を行っているところである。

(要望)

すばらしい考えだと思う。

通学路以外にも子どもが帰宅後に遊んでいる場所

には、危険ブロック塀があるので、来年度以降の予算では、幅広い利用ができるようにしてもらいたい。

(質問)

空き家対策事業費について、老朽危険空き家対策以外にどのような空き家対策に要する経費が含まれているのか。

(答弁)

行政代執行に係る経費や空き家対策の実務的見識を持つ専門家の派遣に係る経費などが含まれている。

(質問)

老朽危険空き家対策に係る助成の実績はどれぐらいであったのか。

(答弁)

令和 3 年度においては、個人向け 26 件、自治会向け 17 件、合計 43 件、2,827 万 6,000 円を助成している。

(質問)

予算上限に達した時点で受付は終了するという理解でよいのか。

(答弁)

そのとおりである。

受付終了後の問合せに対しても、来年度以降の申請となることを前提に現地調査等を随時行っている。

(質問)

予算の上限となる時期が早く、夏までには上限になっていたと思う。次年度に申請を求めるとしても、また一斉に申請開始になることで、対応できる人とできない人が生じる。

社会問題化している老朽化危険空き家に対しては、令和 2 年度から予算を倍増し、しっかりと対応してもらっていると思うが、倒壊の危険があるため、すぐにでも解体したいという空き家がいまだに残っている例もある。

何か対策は検討していないのか。

(答弁)

当該補助金は国庫補助金を財源としており、追加の配当が受けられるとしても、年末に近い時期となる。

それから補正予算を組むとなれば、十分な工事期間が取れない状況であるため、検討していかなければならない課題と考えている。

(質問)

専門家派遣の予算も入っているとのことであるが、専門家がすぐにでも倒壊の危険があると判断した家屋に対して、市の単費で対応することはできないのか。

(答弁)

国庫補助金を財源として予算を組んでいるため、検討しなければならない。

(要望)

限られた財源での対応は理解できるものの、多くの市民から相談が寄せられている状況がある。

少しでも多くの老朽危険空家が削減できるよう、さらなる予算確保に努めてもらいたい。

(質問)

危険ブロック塀等撤去支援事業費についてはどのように広報しているのか。

(答弁)

年に2回の自治会回覧、年1回の耐震相談会の際に当該制度を周知している。

(質問)

空き家対策事業費についてはどうなのか。

(答弁)

固定資産税の納税通知書へのチラシ同封やホームページでの周知、また空き家に関する相談があった際には、助成制度の説明も行い、かなり浸透してきていると感じている。

(質問)

納税通知書は年1回だけであり、危険ブロック塀等撤去支援事業費と同じように自治会回覧のほうが、より市民の目に触れるのではないかと。

(答弁)

現時点でかなり浸透しており、早期に予算上限額に達している状況であるので、予算の執行状況も見ながら、回覧等も検討していきたい。

(質問)

軽自動車が1台も通れないような古い家屋が並ぶ路地には、だんだんと空き家が増え、老朽化した家屋が潰れ周辺環境を悪化させているところもあると聞く。

このような補助制度があることを多くの人に周知してもらいたいと思うがどうか。

(答弁)

予算の執行状況を見ながらではあるが、あらゆる機

会を捉えて、PRをしていきたいと考えている。

都市局終了

14時42分

散会

14時42分

【建設委員会（都市局）の審査】